

COPY

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和6年7月3日

住 所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割48番地34

氏 名 いわて県北クリーン株式会社 代表取締役 生藤 勇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日	令和6年7月3日	許可番号	第224007-3号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	廃プラスチック類の破砕施設（令第7条第7号施設） 木くずの破砕施設（令第7条第8号の2施設） がれき類の破砕施設（令第7条第8号の2施設） ・廃プラスチック類 ・紙くず ・木くず ・繊維くず ・ゴムくず ・金属くず ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず ・がれき類 以下余白		
設置場所	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57 以下余白		
処理能力	・廃プラスチック類 90.40 t/日（8時間稼働） ・紙くず 77.36 t/日（8時間稼働） ・木くず 141.60 t/日（8時間稼働） ・繊維くず 30.96 t/日（8時間稼働） ・ゴムくず 134.40 t/日（8時間稼働） ・金属くず 291.20 t/日（8時間稼働） ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 257.60 t/日（8時間稼働） ・がれき類 381.60 t/日（8時間稼働） 以下余白		
許可の条件	—		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		